

新宿区地区防災計画

令和8年1月11日

新宿区

1 目的

この計画は、地区内で発生した災害又は災害発生の恐れがある場合に、区民の安全を確保するため、区が主体となって避難所の開設、運営を行うとともに、区民の安全確保及び防災力強化に必要な事項を定める。また、地域住民の避難体制及び要配慮者への支援体制に必要な事項を定め、「逃げ遅れゼロ」に向けた必要な対策を講じ、防災活動をはじめとした協力体制を構築したうえで、平常時及び災害時における地域防災力を高めることにより地域コミュニティの維持及び活性化を図ることを目的とする。

2 区内の人員、世帯等及び要支援者について

(1) 区内の世帯数は 100 世帯

※ 区へ未加入者の取り扱いについては別途とする。

1-1 組～1-5 組
2-1 組～2-7 組 計 12 組

(2) 要支援者については、市から提示された名簿登録者及び要支援者名簿については別途のとおりであり、災害発生時の支援体制を図るとともに日頃から健康状態の確認等を把握するなど、「地域の見守り」についても取り組んでいく。

※ 要支援者等の避難体制等に係る避難訓練については、各関係者と密接に連携し、定期的に避難訓練等を行うとともに、災害時の体制を構築しておく。

3 避難場所について

施設名	区分	屋内収容人員	屋外収容人員	備考
新宿公民館 <small>注1</small>	屋内・屋外	40 名	0 名	
* 〃	屋内* 2 階	* 20 名		* 水害時
八幡公民館	屋内・屋外	300 名	910 名	
八幡小学校	屋内・屋外	380 名	5,560 名	

※ 各収容人員については、千曲市地域防災計画の数値とする。

注1 新宿公民館について

新宿公民館は市の指定避難所であるが、耐震上の問題から地震災害時の避難所に適さない。又、水害時にも1階は浸水の恐れがあり、辛うじて2階に20名収容可能となっているが、避難所としては極めて脆弱である。

以上のことから極力、八幡小学校、八幡公民館へ避難すること

4 避難判断を促すタイミング

災害内容	判断となる数値等	備考
地震	千曲市内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合	
台風 水害	千曲市がレベル 3 以上の避難情報を発令した場合	
	降雨状況等を勘案し、数時間後に水位が氾濫する恐れがある場合	
その他	災害等により避難所等を開設する必要がある場合	

5 防災対策

- (1) 現地災害対策本部の設置及び避難所開設の判断
危険情報を覚知し、危険と判断をした場合、区長は以下の体制を図る

【災害時の対応】

	内容	備考
1	現地災害対策本部設置	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
2	避難場所を開設及び運営	(設置後、千曲市災害対策本部へ連絡)
3	区民に対して避難所を開設した旨を周知する。	隣組長経由で各戸へ伝達

※ 千曲市災害対策本部と連絡を密にするとともに、情報の共有を図る。

【平時の対応】

	内容	備考
1	災害に備えた訓練	地域住民を対象にした総合訓練
2	避難場所の備蓄品の整備	区としての備蓄計画を策定
3	防災教育の徹底	住民及び区役員を対象に防災講習会の開催
4	要配慮者の把握	地域の見守りについて、避難手段の検討
5	地区防災計画の検証	適宜見直しを進める
6	その他必要事項	

※ 平時から防災を意識し取り組んでいく。

6 役割

- (1) 組織編制及び役割分担
①現地災害対策本部役員

No.	区役員名	役職	主な業務	備考
1	区長	本部長	統括	1名
2	代理区長	副本部長	副統括	1名
3	顧問	〃	〃	1名
4	区議会議員	本部員	各班の班長・副班長	7名
5	赤十字奉仕団 班長	〃	消火、救出、救護班の副班長	1名

6	民生児童委員	〃	福祉班の副班長	1名
7	区長から指名された者	〃	区長からの指示業務	

②現地災害対策本部編制

No.	役職名	員数	備考
1	本部役員	3名	区長・代理区長・顧問
2	総務班	14名	区議会議員2名 隣組長12名
3	消火、救出、救護班	13名	区議会議員1名 自衛消防団男子（6名）赤十字奉仕団（6名）
4	避難誘導、給食、給水班	10名	区議会議員1名 自衛消防団男子（3名）婦人消防隊（6名）
5	受付、避難所運営班	7名	区議会議員1名 婦人消防隊（6名）
6	警戒、警備班	4名	区議会議員1名 自衛消防団男子（3名）
7	その他	適宜	必要により選任

※ 消火活動については、消防団及び自衛消防団等と協力し活動する。

③各班の主な役割

班別	役割
総務班	全体の調整 被害状況の把握 隣組各戸への周知、被害状況等の報告、広報
消火、救出、救護班	初期消火 負傷者、逃げ遅れ等の把握 負傷者の応急手当
避難誘導、給食、給水班	安全な避難路、避難場所の把握 高齢者等要配慮者の避難支援 備蓄品の給食・給水活動
受付、避難所運営班	避難場所の混乱防止 迅速、確実、安全な避難所運営
警戒、警備班	河川氾濫時の対応及び警戒補助 警察、消防隊等の対応補助

※ 優先順位は『①自分の命⇒②家族の安否確認⇒③対策本部の自己の役割』

(2) 要支援者への支援体制の整備

福祉班を中心に要支援者の支援体制を整備します。

※ 個別支援計画に基づき、必要な支援体制を事前に計画しておく。

※ 支援体制、支援方法等の検討整理、対象者の把握、個別計画の定期的な見直しを含めた確認を行う。

※ 福祉班の編成及び指示については、区長がその都度指示する。

No.	役職名	員 数	備 考
1	福祉班	計画中	区議会議員1名、民生児童委員1名 その他支援体制等を考慮したうえで 必要な人員を別途計画していく。

7 連絡体制

(1) 緊急時の連絡方法

- ① 区 長 → 代理区長、顧問、区議会議員
- ② 代理区長 → 自衛消防団総班長、婦人消防隊隊長、隣組長
- ③ 各班班長等 → 各班員及び隊員
- ④ 隣組長 → 隣組各戸

※ 要支援者の避難行動に係る連絡については、福祉担当班及び個別支援計画等に基づき示されている方へ適切な方法により連絡する。

8 備蓄計画

令和8年1月11日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	飲料水 (500ml)	144本	48本	48本	48本	
2	備蓄食料 (五目ご飯100g)	60個	40個	20個	20個	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》 (食料品等の備蓄品の目安)

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍(一世帯2人した場合)の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。(1日分を備蓄)

例) 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準: 80人(400世帯×2人)×10%=80人】

①飲料水 80人×3ℓ(1日/1人)=240ℓ(500mlの場合480本)

②食料 80人×3食(1日/1人)=240食